

本庄市訪問型サービス（独自）サービスコード表

※灰色は廃止、水色は新設、黄色は変更

令和7年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	(1)1週に1回程度の場合	1,176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		日割の場合	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2	(2)1週に2回程度の場合	2,349単位	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割		日割の場合	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割		日割の場合	123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287		
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3		(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3		(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1		(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12		1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割	日割の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2	(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき		
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3	(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき		
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3		
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2		
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3		(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15%加算	1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算	1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000加算	1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000加算	1月につき	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000加算			

※ ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位を算定する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。